



「現業機関における柔軟な働き方の実現について」

本日、提案を受ける!! その②

3. 賃金制度の改正

4. 賃金制度の改正に伴う経過措置

(3) 技能手当の支給基準の見直し

分からないことがいろいろあるから、
みんなで意見を出し合っていきましょう



衛生管理者及び危険物保安監督者の技能手当の支給基準を見直す。※経過措置を設ける

現行は、衛生管理者の資格と危険物保安監督者の資格を有している事務主任、事務係は、会社から指定されなくても支給されていた技能手当が、職名が統合されることにより、指定されないと技能手当の支給対象から外れることとなる。

【経過措置】

2021年度末ダイヤ改正から3年間にわたり、段階的な経過措置を実施する。

(4) 通勤超勤の取り扱い

統括センター、営業統括センターに勤務する者については、いわゆる通勤超勤の支給対象外とする。※経過措置を設ける

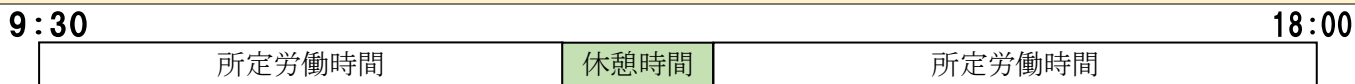
現行は、自宅から所属箇所より離れた箇所への出勤を命じられた場合、本来の通勤時間よりも多くかかった通勤時間を通勤超勤としていたが、エリアマネジメントとなるため通勤超勤の支給対象外となる。

【経過措置】

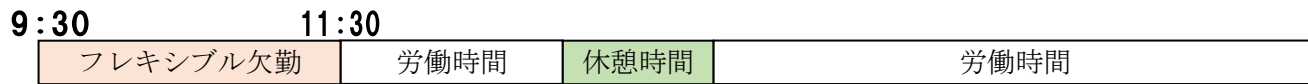
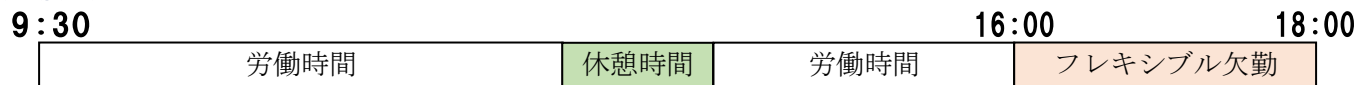
2021年度末ダイヤ改正から3年間にわたり、段階的な経過措置を実施する。

5. フレキシブル欠勤(無給)の新設

フレックスタイム制が導入されている箇所において、フレックスタイム制が月単位で除外され、日勤勤務及び1勤務の労働時間が8時間以内の変形勤務が指定されている場合、他の休暇の事由に該当せず、業務に支障のない範囲で、事由を問わない時間の欠勤(無給)及び始終業時刻・休憩時間の配置の変更を認める。

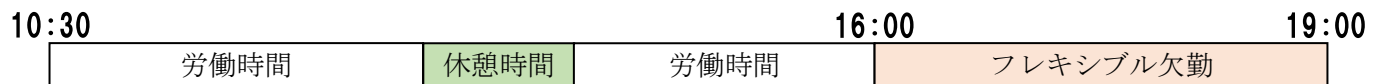


フレキシブル欠勤(例)



始終業時刻の変更

＋
フレキシブル欠勤(例)



6. 実施期日

令和3年度末(2021年度末)ダイヤ改正(予定)に合わせて実施する。

なお、フレキシブル欠勤については、令和4年(2022年)4月1日より実施する。

提案内容に対して、不明なことや疑問点の解消のため
組合員の声を基に、団体交渉を行っていきます!

安全・健康を守り、モチベーションが向上する施策を目指して、職場から議論しよう!!